

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人はびねす福祉会（以下「この法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は業務執行理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 理事長・業務執行理事に対しては、会議出席報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 この法人の理事長報酬月額の上限は10万円とし、理事会において決定する。なお、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 4 この法人の業務執行理事の報酬月額は、上限を150,000円とし、理事会において決定する。なお、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 業務執行理事は、施設長を兼務した場合報酬は支給しない。
- 6 非常勤理事に対する報酬は、会議出席1回につき、3,000円とする。
- 7 各々の監事の報酬は、会議出席1回につき、3,000円とし、また監査会については、1回につき10,000円とする。
- 8 評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員等の報酬は、会議出席1回につき、3,000円とする。但し職員が兼務した場合の報酬は支給しない。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 業務執行理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 業務執行理事の報酬等は、月末締め、翌月15日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、月末締め、翌月15日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成29年6月20日から施行する。（尚、この規程は平成29年4月1日から遡って適用する。）
2. この規程は、令和2年6月9日から施行する。（第6条1の一部改正）
3. この規程は、令和5年6月19日から施行する。（第4条の一部改正及び第6条の一部改正）